

国際人材育成事業プロポーザル実施要領プロポーザル実施要領

1 趣旨

グローバルな現代社会における、多様な文化、価値観を持つ多種多様な人々との接点が多くなることから、コミュニケーション能力の向上に向けて生徒の英語スキルの資格化と、ネイティブスピーカーとのアクティビティを通して、国際理解や多文化共生の理解を深める。この要領は、講座の実施業務を民間事業者へ委託するにあたり、事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定し、委託契約を行うために必要な事項を定めたものである。

2 業務名:国際人材育成事業業務委託

3 業務概要

- (1)業務内容 「国際人材育成事業業務委託仕様書」のとおり
- (2)業務期間 令和8年6月30日～令和8年11月30日まで

4 提案上限金額

金 4,037,770 円(取引に係る消費税及び地方消費税 10%の額を含む。)
(講師費用、教材費 30 名分(1 期合計)等を含む総事業費。実施にあたり、受講者が 30 名に満たない場合、契約額のうち、教材費に係る金額は受講人数分とする。)

5 参加資格

本プロポーザルに参加する参加者は、次に掲げる条件の全てに該当していなければならない。

- (1)次のことを十分に理解し実施できること。
 - ア英語検定集中講座の実施
 - イ国際交流体験活動の実施
- (2)沖縄県内に事業所を有していること。なお、事業所が本社以外の場合は、入札・見積、契約締結、代金の請求・受領等の権限を本社代表者から代理人(支店長・営業所長等)に委任されていること。※JV(共同企業体)での参加は認めない。
- (3)地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく北中城村の入札参加基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (4)会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5)国税、県税、村税等の滞納がないこと。
- (6)参加者または参加者の役員等(役員としては登記または提出されていないが実質上経営に参与しているものを含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

6 選定スケジュール

- (1) 実施要領等の公表：令和8年6月15日(月)
- (2) 質疑書の提出期限：令和8年6月18日(木)午後5時まで
- (3) 質疑に対する回答の公表：令和8年6月19日(金) (予定)
- (4) 参加表明書(様式1)の提出期限：令和8年6月22日(月)午後5時まで
- (5) 企画提案書(様式2)の提出期限：令和8年6月24日(水)午後12時まで
- (6) 事業提案(プレゼンテーション)：令和8年6月25日(木)
- (7) 審査結果の通知及び公表：令和8年6月26日(金)
- (8) 契約締結：令和8年6月29日(月) (予定)

※状況により変更となる可能性があります。

7 質疑の受付

質疑がある場合は、質疑書(様式第3号)に会社名、担当者氏名、連絡先、メールアドレス、質疑内容を記載し、下記の提出期限までに電子メールにて提出すること。

なお、質疑書を送付した場合、事務局に受信確認の連絡を行ってください。事務局に受信確認の連絡がなかった質疑は受付しなかったものとみなします。この場合において、当村は電子メールの送受信に起因するトラブルについて、一切の責任を負わないものとします。

提出期日:令和8年6月15日(月)から令和8年6月18日(木)17時まで

提出先:北中城村教育委員会生涯学習課

連絡先:098-935-2250

E-mail:gakusyu@vill.kitanakagusuku.lg.jp

担当：社会教育係

質疑への回答は、令和8年6月19日(金)に村のホームページで公表します。(状況により変更となる場合があります。)

8 プロポーザル参加方法

(1)参加表明書の提出

様式1参加表明書を次のとおり提出してください。

ア提出先:北中城村教育委員会生涯学習課

住所:北中城村喜舎場426-2 第一庁舎3階

イ提出方法:持参とする

ウ提出期限:令和8年6月22日(月)午後5時まで

(2) 企画提案書の提出

ア 企画提案書の作成

企画提案書を次のとおり提出してください。

ア) 企画提案は 1 社につき 1 件とします。

イ) 企画提案書用紙は様式 2 を基準とし、日本工業規格 A4 縦型、横書き、両面印刷、長辺綴じで作成してください。ページ数に関しては両面印刷 6p 以内(様式 2 表紙含めず)とします。企画提案書の構成項目は、下記のとおりとします。

- ・ 会社概要
- ・ 過去の同種事業の実績
- ・ 提案趣旨
- ・ 講座内容
- ・ 運用サポート体制
- ・ 実施スケジュール
- ・ 事業経費見積

イ 提出書類提出部数

- ・ 企画提案書(正本):1 部
- ・ 企画提案書(副本):5 部

※なお、企画提案書を補完する関連資料は提出部数と同数用意し提出してください。
関連資料は上記ページ数に含めません。

ウ 提出方法等

提案書は上記 8(1)提出先まで提出。

ア) 提出期限:令和 8 年 6 月 24 日(水)午後 12 時まで

イ) 提出方法:持参とする

(3) 企画提案書等に対する質疑

企画提案書等の内容について、村が企画提案書等を提出した参加者に問い合わせを行った場合、参加者は問い合わせの内容について、速やかに村に回答してください。

9 選定方法

- (1) 事業者は、「公募型プロポーザル方式」により選定する。
- (2) 選定は、「別紙評価基準及び評価内容」に基づき企画提案書事業提案の審査により行う。
- (3) 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を第一優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (4) 評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の多数決により選定する。

評価配点

項目	評価内容	配点
実績	過去実績における本村事業への展開	5
事業理解	本村事業目的の理解	5
講座内容	目標の設定や生徒進捗の管理、英語検定3級取得に向けた取組方法及び体験活動等国際人材育成に向けた取り組み内容	40
運営・サポート体制	不測の事態への対応、講師の選定内容	15
スケジュール管理	英語検定試験までの目標達成に向けた工程管理	10
提案事業費	事業経費の適正	10
追加提案	事業をより有効とする追加提案内容	15
合計		100

(5) 選定結果は参加者すべてに通知する。

(6) 参加者が1社の場合であっても、本プロポーザルは実施する。

10 失格事項参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽があった場合
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 指定した提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合
- (4) 提案見積額が4に示す提案上限価格を越えた場合
- (5) 実施要領に違反した場合
- (6) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- (7) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず期限内に提出されなかった場合
- (8) 上記のほか、提案にあたり著しく信義に反する行為であると事務局が認めた場合

11 応募の辞退

参加表明書を提出後、それを辞退する場合は辞退届(様式4)を提出しなければならない。

12 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選定委員から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は北中城村に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製することがある。

- (6)提出された提案書等は、北中城村情報公開条例に基づき、公開することがある。ただし、事業者の正当な利益が害されるおそれがあると北中城村が認めた箇所については非公開とする。なお、公開の可否は北中城村が判断するものとする。
- (7)本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8)本プロポーザルの参加を辞退した者について、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを行わない。
- (9)本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が別に定める。

13 事務局

北中城村教育委員会生涯学習課社会教育係

住所:〒901-2392 沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場 426-2 第一庁舎 3 階

TEL:098-935-2250

E-mail:gakusyu@vill.kitanakagusuku.lg.jp

受付時間:土曜、日曜日及び祝日を除く 9時から 17時まで(12時から 13時を除く)